

湯津上地区市政懇談会

日 時：令和元年7月19日（金）午前9時30分～正午
会 場：湯津上庁舎103・104会議室



懇談テーマⅠ 『その他について』

名木や古木の調査・評価を行い、市の名木100選として検討してはどうか。

【回答】

名木再選定は、すでに平成29年度から栃木県の文化財、旧大田原市の文化財・名木百一選、旧湯津上村、旧黒羽町の文化財に指定されておりました名木約160の樹木を再調査しておりまして、今年度中に『名木選定調査委員会』から調査報告を受けたのち最終選定を行いまして、ホームページや広報紙での公開を予定しております。

選定基準といたしましては、樹勢、樹形、アクセスのしやすさ、樹木のおかれた環境などを総合的に判断し、ランク付けを行っておりますが、天然記念物に指定されていた名木であっても、現状として災害などで枝が折れ、伐採されてしまっているものもございますので、場合によっては再選定は厳しくなります。

従いまして、選定する名木は『令和の名木』として末永く市民の皆様にも親しまれるような樹木を選定していきたいと考えており、今の段階では30を選定していこうという形で進めております。

懇談テーマⅡ 『安全・安心な地域社会について』

大きな災害に遭遇した時、指定避難所のトイレの確保（数）、管理のガイドラインが内閣府からH28年に出されているが、トイレや体を休めるベッドの確保、炊き出し等の問題について市ではどのように考えて進めているのか伺いたい。

又、「指定避難所及び避難場所」周辺の道路整備等の計画があれば伺いたい。

【回答】

大規模災害が発生した場合の避難所の開設や運営につきましては、大田原市地域防災計画において物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備が定められております。

災害に備え、備蓄につきましては災害発生後3日分相当の食糧、飲料水、生活必需品の備蓄を計画的に実施しております。

トイレにつきましては、平成28年4月に内閣府が公表した「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」で定義しているトイレの個数は避難者約50人当たり1基となっておりますので、避難所に設置されたトイレで不足する分につきましてはポータブルトイレで対応するよう基準に則って計画的に整備してまいりたいと考えております。

ベッドにつきましては体を休めるための簡易エアーマットを150セット備蓄しておりますが、今後、段ボールベッド等の備蓄も考えてまいります。

なお、身体介護等が必要な避難者につきましては福祉避難所への移送を行ってまいりたいと考えてお

ります。

炊き出し等につきましては、市は災害時の食料としてアルファ米を備蓄しており、避難所に備蓄品を配送することとしておりますが、大規模災害時にはマンパワーが不足することも予想され、発災初期は地域の自主防災組織の自助共助活動により、炊き出し等については頼らざるを得ないと考えておりますが、市民の皆様には発災から支援までの間において自助の観点からも最低3日分の食料や水等の備蓄に努めていただき、災害に備えていただきたいと考えております。

指定避難所及び指定緊急避難場所周辺の道路整備計画につきましては、湯津上小学校（指定避難所・指定緊急避難場所）周辺では国道294号線整備のための調査、蛭田小学校（指定避難所・指定緊急避難場所）周辺では市道宇田川佐良土線の道路改良工事が実施されております。

懇談テーマⅢ 『少子化・子育て・男女共同参画について』

- ①適切に管理されていない空き家が増えており、防災、衛生、景観などの面で様々な問題が発生している。市の空き家対策の現状と、今後どのような計画を持っているのか伺いたい。
- ②農村部では空き家問題と合わせて農地の対応を検討しなければならないが、市の考えを伺いたい。
- ③国の政策で農地拡大を進めて小さい農家がなくなり、大きな農家がどんどんできるようになると、小さな農家の人たちが便利の良い都会等に進出してしまうのではないかと危惧している。

【回答】

①本市の空き家対策といたしましては、空き家の利活用を図るため空き家情報バンク制度を平成26年度から実施しており、令和元年6月末現在の空き家バンク登録件数は27件で、うち15件の成約中11件は市外からの移住者で、空き家の利活用及び移住定住の促進が図られているところでありますが、当湯津上地区での空き家バンクの登録は現在のところ1件もない状況であります。

一方で、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている状況であるため、地域住民の生命・身体・財産の保護や生活環境の保全、また、空き家等の活用促進のため、法律による対策が必要であるとのことから「空家等対策の推進に関する特別措置法」いわゆる「空き家法」が平成26年11月に制定されました。

本市においては、「空き家等の適正管理に関する条例」を平成26年9月から法律に先駆けて施行しておりましたが、「空き家法」の制定により、それまでは出来なかった空き家等の所有者等に関する必要な情報を求めることが可能になったことにより、空き家等所有者への助言・指導が以前より容易にできるようになり、管理不全な空き家の状況を不在地主などへ通知し、改善が図られている例も見受けられるようになりました。

今後も空き家等の情報を把握し、関係機関と連携を図り空き家対策を講じてまいりたいと考えております。

なお、空き家対策計画の策定に関しては、現在検討している段階ですので、現時点で計画というものはございません。

②農地付きの空き家情報バンクについては、市で制度に関して研究を進めているところであります。

国会でその動きが出てくる途中でしたが、その制度が成立する前に国会が終了してしまいましたので、我々のところにその後の農地付き空き家情報バンクに関する動きに関しての情報がまだ正式に降りてきていませんので、農地付き空き家情報バンクに関して市で具体的に動くには、まだ資料不足かなと考えております。

③農地の集約というのを国が基本政策に挙げていまして、少数の担い手に大規模な耕作をお願いするという方向に政策が転換しておりますので、それに市の方も呼応しまして、圃場整備事業とか作業のしやすい労働時間の短縮と言いますか、そのような方向に市の施策も進めているところであります。

今現在、国の方でもスマート農業という形でICTとかIOTを使った農業の方にも舵を切っていま

して、今年度の骨太の方針の中でもスマート農業を推進しましょうという形で明記されていますので、小規模農家の方については経営し辛い状況にはあるのですが、どうしても国としては農地を守らなければいけないという命題がありますから、そちらの方向での施策ということですので、市も国の方針に則って施策を展開している方向でございますので、小さな農家の方につきましては高収益な園芸作物などをつくっていただくという形で、従来の農業から方向転換を考えていただければと考えております。そちらについては県や農協と一緒に状況を考えながら推進していきたいと考えております。

懇談会でいただいた主なご意見等（一部抜粋）

蛭田小学校開校に伴い買収した土地の残地・空き地について、長年管理がされておらず草が生えてしましどうしようもないため自治会長が除草剤散布や草刈りを行っている。
児童送迎時の保護者の駐車場として利用されているため、測量をして境界を打って駐車場として整備していただきたい。

【回答】

学校の保護者の方が主に利用しておりますので、学校と話をしまして、学校が責任をもって草刈り等を行っているのですが、ここについては地域で学校を支えるというコミュニティスクールの考えもありますので、PTAの方や地域の方にもご協力を仰ぎながら適正な管理をしていきたいと思っております。
舗装は難しいと思っておりますが、現地を見ますと昔砂利を撒いたような跡もありますので、どの程度草を抑えられるか考えながら砂利敷きについては考えたいと思っております。

湯津上庁舎の空きスペース・空き部屋についての利活用について、サウンディング調査を進める中で二社程度調査に入ったが利活用には至らなかったというようなことを聞いている。
その後、進展があったらご報告いただきたい。

【回答】

平成29年度と平成30年度にサウンディング調査を行い、30年度については4月の段階で状況報告させていただきましたが、現時点で言えば今のところ動きはございません。
支所機能は残す必要がございますし、図書室についても現在利用がございますので、そちらを残すことがネックになっているようで、決め手がないというのが現状でございます。

新聞紙について、本来紐で十字に縛って出すが、毎月新聞店が集金時に袋を配っており、その袋に入れて出されてしまうので市の収集車が持って行かないため、市から各新聞店に、そういった袋を出さないように依頼できないか。

【回答】

持ち帰りまして、生活環境課に検討させたいと思っております。

小船渡に今イノシシが出没しており、庭にまで現れるようになった。
黒羽高校の女生徒が何人か永昌橋を渡って学校へ通っているため、農林整備課に駆除を頼んだところ「そんなには群生・生息していないでしょう」と、疑いの感で話しをされたが、まずは調査してくださいということを書いてきた。

【回答】

その話は農林整備課の担当の方から聞いておりまして、今自治会の方と協議して箱罾を設置するという方向で調整をしておりますので、もう少しお待ちいただければと思っております。